

岩手県告示第848号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第77条の35の8第2項の規定により、指定構造計算適合性判定機関の住所及び構造計算適合性判定の業務を行う事務所（以下「事務所」という。）の所在地の変更について次のとおり届出があった。

平成27年10月23日

岩手県知事 達 増 拓 也

指定構造計算適合性 判定機関の名称	変更事項	内 容		変更しようとする 年月日
		変更前	変更後	
株式会社東京建築検査機構	住所	東京都中央区東日本橋一丁目1 番4号	東京都中央区日本橋富沢町10番 16号	平成27年9月28日
	事務所の所在地	東京都中央区東日本橋一丁目1 番4号 東日本橋M-1ビル	東京都中央区日本橋富沢町10番 16号	